主

原決定を取り消す。 相手方の担保取消の申立を却下する。 抗告費用は相手方の負担とする。

理 由

抗告人は主文と同旨の裁判を求め、その理由として別紙抗告理由書記載のとおり 主張した。

本件記録ならびに取寄せにかかる札幌地方裁判所昭和三三年(ヨ)第三三四号立入禁止仮処分事件の記録(同裁判所昭和三四年(モ)第一三〇七号仮処分異議事件の記録を含む)および同裁判所昭和三四年(ワ)第二〇八号占有保全請求事件の記録によると、次の諸事実が認められる。

相手方は抗告人に対し、札幌市ab丁目c番地家屋番号〇×番の△の建物(以下 「本件建物」という)につき、占有権にもとづく妨害予防請求権を被保全権利とし て、札幌地方裁判所に立入禁止の仮処分を申請し(同裁判所昭和三三年(ヨ)第三 三四号立入禁止仮処分事件)、同裁判所は昭和三三年一一月五日、相手方に一万円 の保証を立てさせたうえ、「被申請人は本件建物中階下玄関、廊下、台所、便所および台所と便所の中間にある三畳間以外の場所に立入るなどしてこれに対する申請 人の占有を妨害してはならない。被申請人は前項の玄関、廊下、台所および便所を 占拠するなどしてこれに対する申請人の占有を妨害してはならない。」との仮処分 決定をし、その後昭和三四年三月一九日抗告人の申立により相手方に対して起訴命 令を発した。右起訴命令所定期間内である同月二六日に相手方は抗告人に対して、 本件建物の占有妨害の予防を求める占有保全の本訴を提起し、 (同裁判所同年 (ワ)) 第二〇八号)、他方抗告人から同年一二月一〇日右仮処分決定に対する異 議申立があり(同裁判所同年(モ)第一三〇七号)、右両事件の審理は各別に進められ、同裁判所は昭和四一年一〇月一二日、仮処分異議事件については、被保全権 利および保全の必要につき疎明がないとの理由で右仮処分決定を取り消して相手方 の仮処分申請を却下する旨の判決を、占有保全請求事件については、抗告人は相手 方に対し、本件建物についての相手方の占有を妨害してはならない旨の判決をそれ でれ言い渡し、前者は上訴の提起なくして確定し、後者については、抗告人から控訴、上告がなされたが、ともに棄却されて昭和四二年九月二二日確定した。そこ で、相手方は、右仮処分事件の本案訴訟において勝訴の確定判決を得たことを理由 として、右仮処分事件につき立てた担保の取消しを申し立てたところ、原裁判所は 民事訴訟法第一一五条第一項により担保取消決定をした。

しかしながら、本件は右の場合と異り、上段認定のように、相手方の申請によりにがら、本件は右の場合と異談により口頭弁論を経した。 を権利の存在および保全の必要性についての疎明がないとう消相を力になった仮処分申請は却下され、右半決は確定したのである。そり前者とれてない。 た仮処分は、被保全権利および保全の必分はいしその執行により抗告人のと評価されるのであるから、右仮処分ないしその執行により抗告方なが供しまが稀有と認めるであると速断であるとは許されば、相手したのとが稀有とが稀有と認め本案がははいればいの存在にといればならない。 ものとが稀有といいの後相手方はいいの存在により担保ならない。 を得たことも前示のとおりであるが、右判決によって存在がであるとはいえ、仮処分の当初に遡って存在がにない。 はならない。もりであるが、右判決によって存在が確定されたとはいるが、まして保全の必要性についてはなにもであるれたのはない。 はなず、まして保全の必要性についてはなにも審理判断されていない。 なら、右本案訴訟における勝訴の確定判決の存在することは何ら前記の結論を左右す

るものではない。」 そうすると、本件においては、相手方が本案訴訟において勝訴の確定判決を得た ことは未だ民事訴訟法第一一五条第一項にいう担保の事由止みたる場合に該当しな いから、同項により担保取消決定をすることは許されず、その取消について抗告人 の同意がない以上同条第三項所定の手続を経た上で取消決定をなすべきものと解す るを相当とする。

よつて、同条第一項に基きなした原決定は不当であり、本件抗告は理由があるから抗告費用は相手方に負担させることとして主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 杉山孝 裁判官 黒川正昭 裁判官 島田礼介)